

岩手県告示第 449 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 6 項の規定により、岩泉町伏屋鳥獣保護区を変更することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成 20 年 6 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成 20 年 7 月 4 日午後 1 時 30 分から

(2) 場所 岩泉町岩泉字松橋 24 番 3 号 岩泉地区合同庁舎 3 階第 1 会議室

2 変更しようとする区域 岩泉町伏屋周辺 1,357 ヘクタール（別紙図面のとおりに。）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び宮古地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。